

ケアマネジャーのための 公正中立とは？

■ケアマネジャー業務の「適正さ」を学ぶ

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社
代表取締役 榊原 宏昌

ご受講にあたって

■第1部 19:30～20:30

zoomセミナー（参加者の**お名前やお顔は出ません**）

ご意見/ご感想/ご質問（チャット）に対し**リアルタイムに応答**

※「**すべてのパネリスト**」宛にチャットをお願いします

■第2部 20:30～21:00

希望者による口頭でのご質問・ご相談・他の参加者との交流等
参加者の**お名前やお顔は出ます**（ビデオOFFは可能）

■事前に資料送付、セミナー後に「**動画データ**」と「**資料**」を送付します

※急用やネット環境不良等の場合は後日動画でご視聴下さい

※**法人内のみ**のご活用にとどめて下さい

■動画+資料は**一般販売**もさせていただきます（**以前のものもご視聴可能!**）

講師プロフィール

昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員

京都大学経済学部卒業後、平成12年、特別養護老人ホームに介護職として勤務
社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、
有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の仕事に携わる
15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的として独立



著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間300回を超える

4児の父、趣味はクラシック音楽

ブログ、facebookはほぼ毎日更新中、日刊・週刊のメールマガジンを配信

Zoomセミナー、動画講座、YouTubeでも配信中、13年目になる「介護の読書会」主催

天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索

■HMS介護事業コンサルタント ■C-M-A-S介護事業経営研究会スペシャリスト

■全国有料老人ホーム協会 研修委員 ■日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師

■稲沢市介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会委員

■出版実績：日総研出版、中央法規出版、ナツメ社、メディカ出版、その他多数

■平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞

■榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

介護現場をよくする研究・活動



- facebook、ブログ等を毎日更新、情報発信
- メルマガ（日刊：介護の名言、週刊：介護現場をよくする研究&活動通信）
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）よりどうぞ

本日の内容

- ・ 公正中立についての各種施策
- ・ 公正とは？
具体的内容と必要な取り組み
- ・ 中立とは？
具体的内容と必要な取り組み

公正中立についての各種施策

■2006（平成18）年度介護保険制度改正・介護報酬改定

- ・介護支援専門員更新制導入
- ・主任介護支援専門員導入
- ・特定事業所集中減算創設
- ・特定事業所加算創設

■2015（平成27）年度介護報酬改定

- ・特定事業所集中減算の対象を全てのサービスに拡大
集中割合を90%から80%超に引き下げ

■2018（平成30）年度介護報酬改定

- ・特定事業所集中減算の対象を、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与とする
- ・複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に
位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる説明

■2021（令和3）年度介護報酬改定

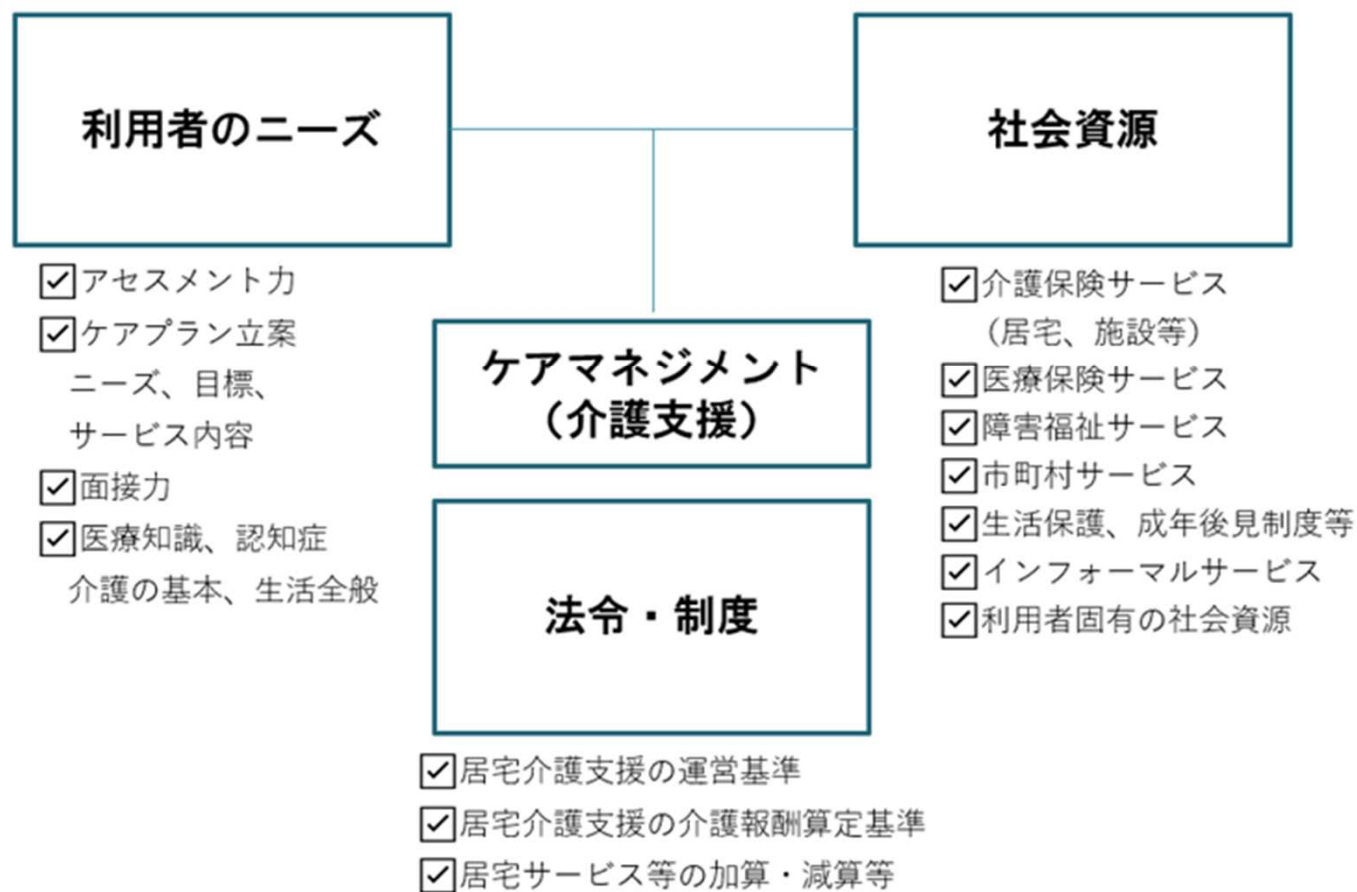
- ・前6カ月間に作成したケアプランの内容についての説明と公表

公正中立とは？

■ 「公正」とは……？？？

ケアマネジメントとは

「利用者のニーズ」と「社会資源」を結びつけるのが「ケアマネジメント」
つまり、ケアマネジャー（介護支援専門員）の仕事！



公正中立について

■利用者、支援者（ケアマネ含む事業者）が対等であるようにすること

◎情報の非対称性があるため懇切丁寧な説明と同意

内容及び手続きの説明及び同意（解釈通知より）

利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

◎苦情への対応（解釈通知より）

自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない

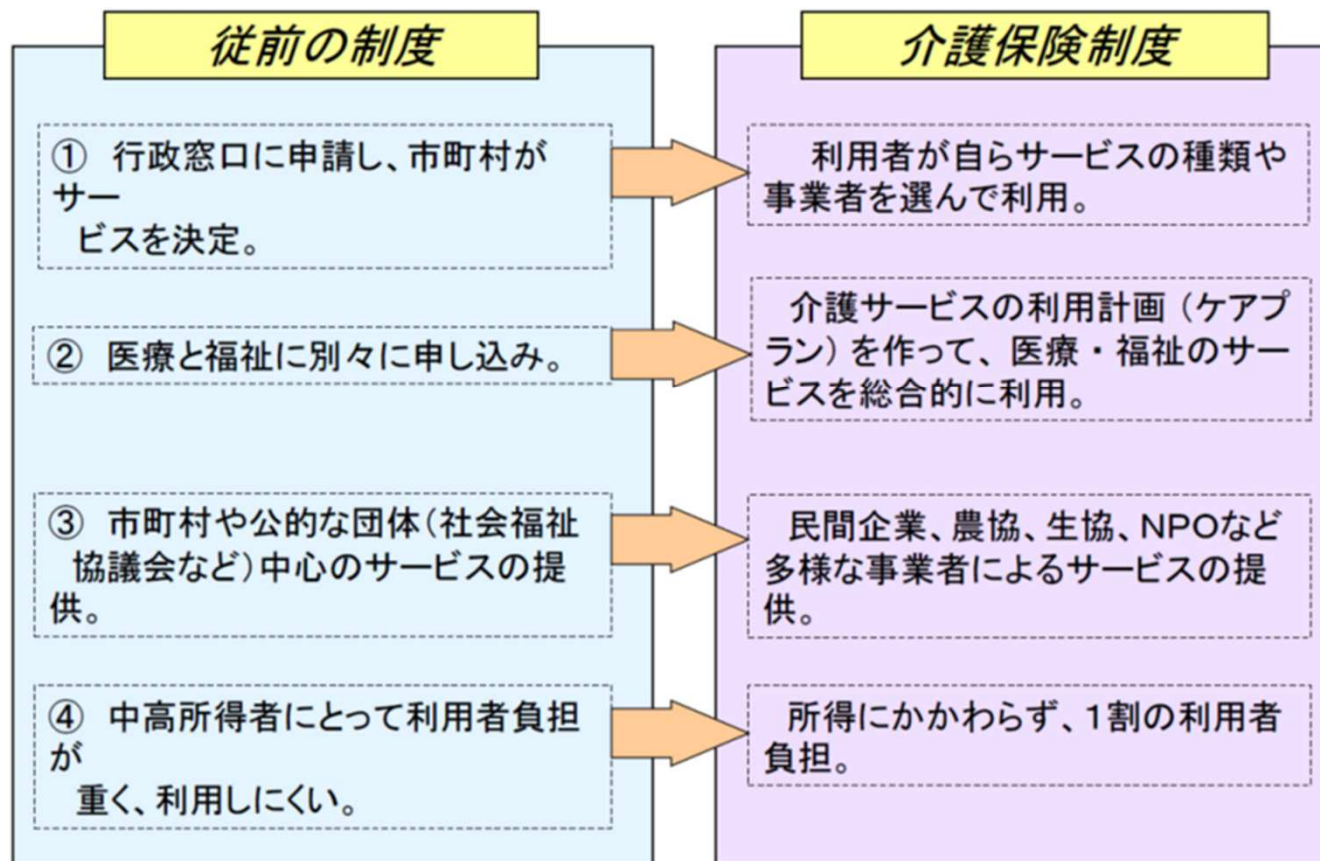
事業者は、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明

苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべき

公正中立について

■利用者、支援者（ケアマネ含む事業者）が対等であるようにすること

利用者から見た従前の制度と介護保険制度の違い



11

公正中立について

■適切なケアマネジメントの実施

- ・ アセスメントに基づくニーズの把握
- ・ ニーズに沿った目標設定とサービス内容

ケアマネジメント マニュアル

◎運営基準＋解釈通知＋Q & A

◎介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
(老企第29号平成11年11月12日)

- 1 居宅サービス計画書標準様式及び記入要領 (別紙1)
- 2 施設サービス計画書標準様式及び記入要領 (別紙2)
- 3 介護サービス計画書の様式について (別紙3)
- 4 課題分析標準項目について (別紙4)

◎介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について
(老振発第0331009号平成18年3月31日)

◎ケアプラン点検支援マニュアル (介護保険最新情報vol.38 H20.7.18)

◎六訂居宅サービス計画書作成の手引き (長寿社会開発センター)

◎榊原の提案する工夫、コツ

※介護保険最新情報 Vol.958/959が発出されたことで作り直しか…

2021年改定

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

2021年改定

自治体におけるサ高住等に対する指導の強化

5. (1)⑫

○2020年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標

(市町村分)

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1) 介護給付の適正化等 ⑦

指標：有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、家賃や介護保険外のサービス提供費用等の確認や、介護相談員等の外部の目による情報提供等に基づき、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行っているか。

○高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和2年度予算額 60,000千円

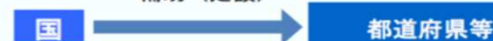
事業創設の背景

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という。）等に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合は、併設以外と比較して約1.8倍となっているという実態があります。
- このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下「集合住宅関連介護事業所」という。）への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県及び市町村における指導体制の強化を図るものです。

考えられる成果

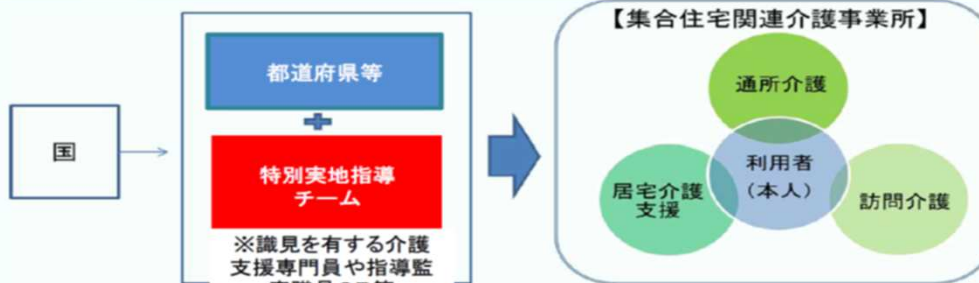
- 自治体における効果的指導手法の確立一好事例は全国会議等で紹介
- 利用者の困り込みをしていると考えられるサービス事業者に着目し、サービスケアプランの見直し等に基づく返還命令等により介護給付費削減を図る。
- 同一自治体内での他の集合住宅関連介護事業所が行うサービス提供への抑止力及び牽制 事業スキーム

補助（定額）



事業イメージ

- 補助要件（実施要綱より抜粋）
 - ・ 集合住宅5カ所以上選定
 - ・ 補助上限 1自治体300万円（定額）
（実施回数が多い自治体については600万円まで補助）
- 手法例
 - ・ 集合住宅に介護サービスを特化実施しているサービス事業者を実施指導対象として重点的に選定さらに、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別実地指導チームを組織して指導・監査に臨む。（右記例）
- 効果・効率的な指導を実施している民間団体への委託可能



※法令上の基準の確認に加えケアプランのみをチェックするのではなく、実際にサービス提供している事業所の個別サービス計画、利用者本人の同意（意向）等も含め包括的に確認。

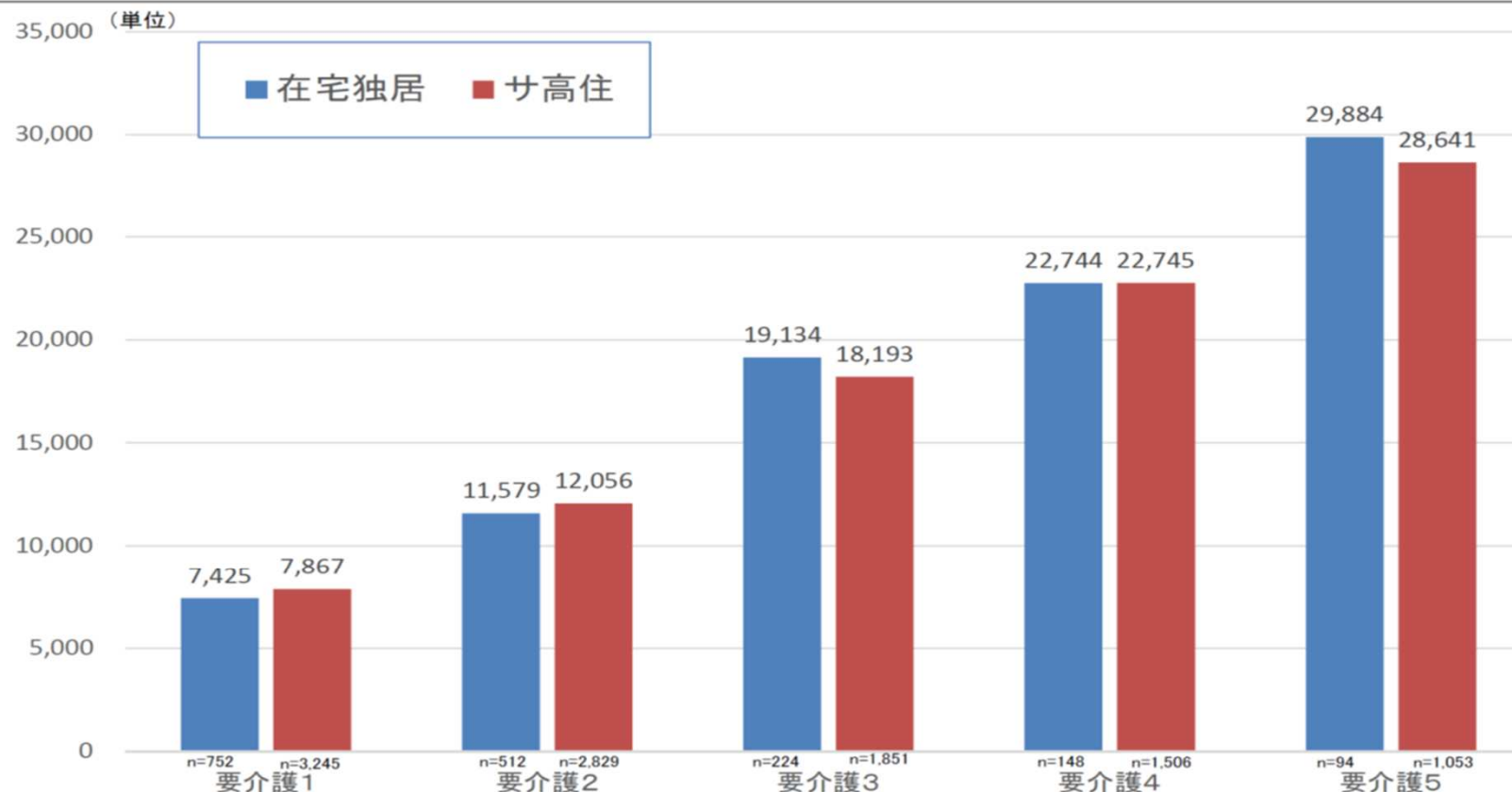
180

2021年改定

サ高住等における適正な介護保険サービス提供

5. (1)⑫

○ サービス付き高齢者向け住宅の入居者と在宅独居の方を比較すると、介護サービス利用量に大きな差異は見受けられないところ。



(出典) (一社)高齢者住宅協会における調査結果(2019年11月サービス提供分の国保連請求データ、ケアプランを調査)

※ 在宅独居については、大手運営事業者の国保連請求データにより集計。

サ高住については、大手運営事業者の国保連請求データ及び小規模事業所のうち、高齢者住宅協会が定めている行動規範(サ高住運営事業者が、利用者の医療・介護サービス事業者の選択・変更できる権利を守ることや、入居に際し、サ高住運営事業者が運営する介護・医療サービス事業所が併設・隣接している場合、入居前から受けていたサービスを継続利用できる権利を守ること等)に対する遵守宣言をした住宅の入居者のケアプランのうち、区分支給限度管理対象額を集計している。

第196回社会保障審議会介護給付費分科会

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

適切なケアマネジメント に向けて

⑬ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等（第13号・第13号の2）

（前略）なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、当該指定居宅サービス事業者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。

また、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・食事量や食事回数に変化がある
- ・下痢や便秘が続いている
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

2021年改定

(参考)適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業

社保審-介護給付費分科会	
第190回 (R2.10.30)	資料7

<背景>

- ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、介護の重度化防止と自立支援の推進を目的として、10年間の工程(2016年～2026年)で「適切なケアマネジメント手法の策定」を行うこととされた。
- 本人の尊厳を保持し、将来の生活の予測に基づいた重度化防止や自立支援を実現するためには、多職種連携をより円滑化して各職種の専門性を活かし、本人の状態の維持・改善を目指す個別支援が必要とされている。

<課題>

- 制度発足後今日まで、介護支援専門員の経験の差やほかの職種との関係性、所属事業所の環境等によって、ケアマネジメント(インテーク～モニタリング迄)のプロセスにおけるアプローチ方法に差異が生じているとの指摘がある。
- 将来の生活の予測に基づいた支援を組み立てるには、根拠に基づいて整理された知見に基づいた実践が求められるが支援内容の体系が整理されていないため、属人的な、経験知だけに基づく実践となっている場合もある。

<参考>ニッポン一億総活躍プランの概要

介護離職
ゼロの実現

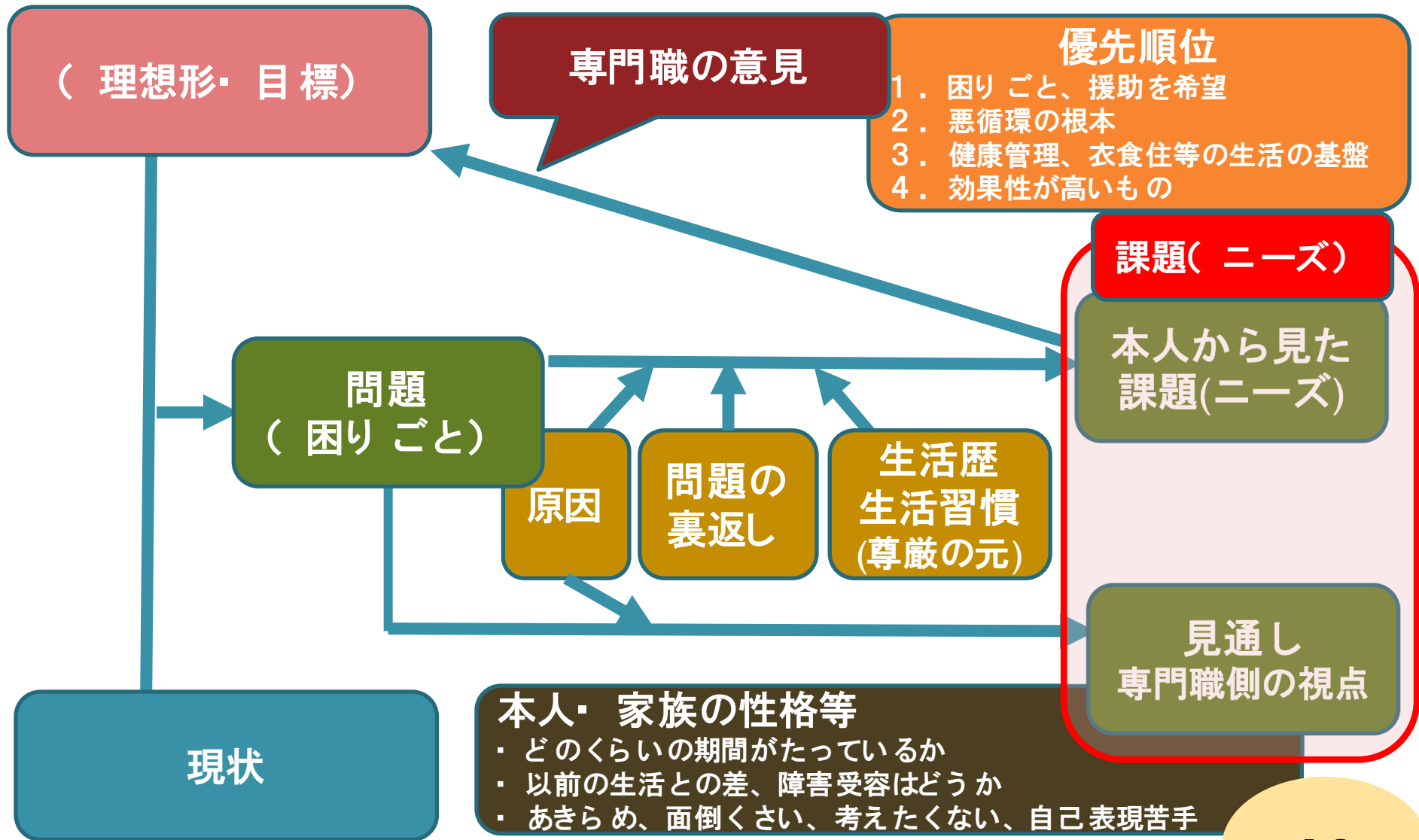
希望する介護サービスの利用(介護基盤の供給)
① 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

- ・ 自立支援と介護の重度化防止を推進するため、介護記録のICT化を通じた業務の分析・標準化を進める。これにより、適切なケアマネジメント手法の普及を図るとともに、要介護度の維持・改善の効果を上げた事業所への介護報酬等の対応も含め、適切な評価の在り方について検討する。

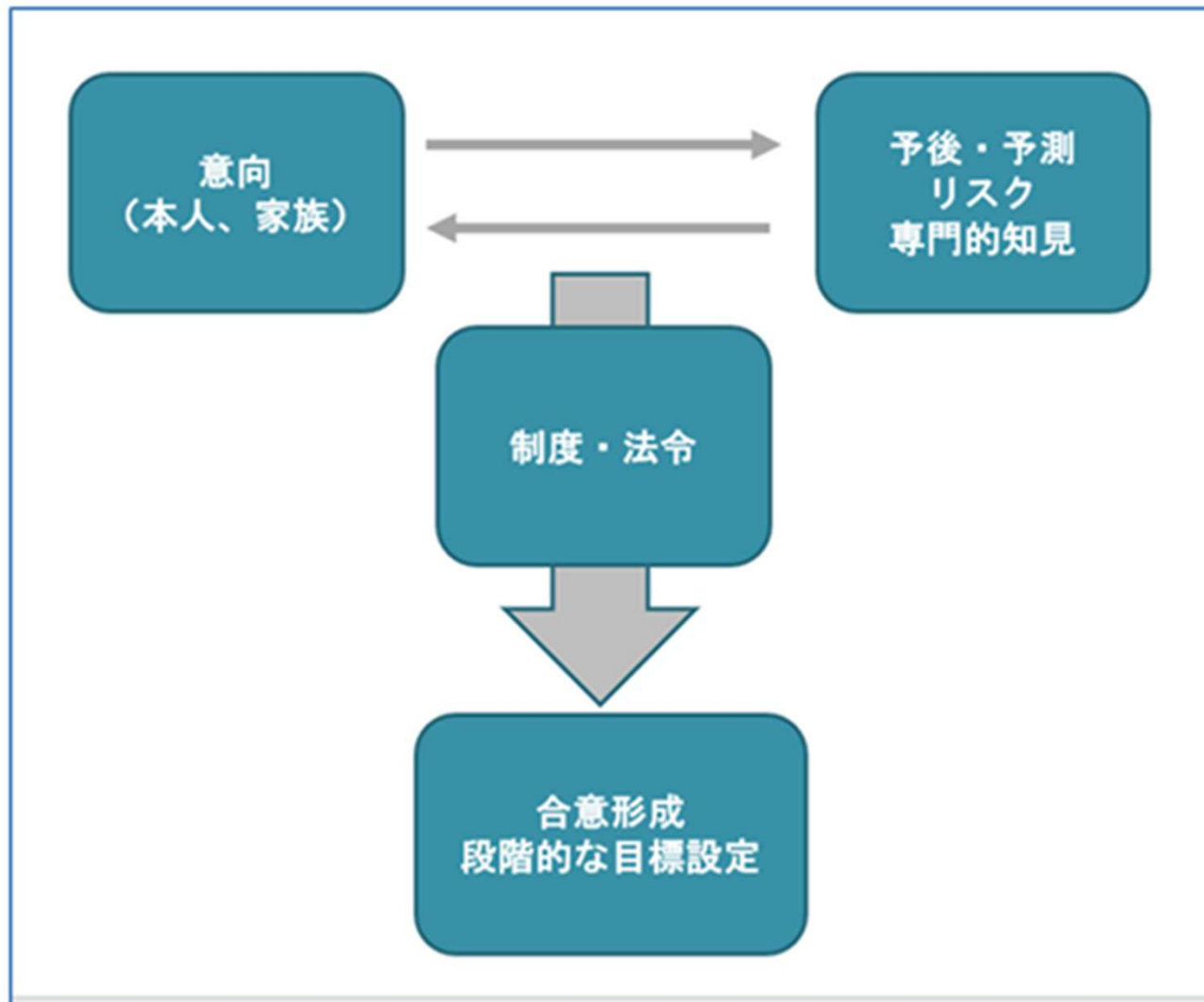
施策	年度												指標
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降		
適切なケアマネジメント手法の策定	標準化に向けた分析手法の検討	分析、適切なケアマネジメント手法の策定 <これまでの成果実績(主な内容)> ○ 平成28年度:脳血管疾患・大腿骨頭部骨折がある方のケア ○ 平成29年度:心疾患(心不全)がある方のケア ○ 平成30年度:認知症がある方のケア ○ 令和元年度:誤嚥性肺炎の予防のためのケア	2016年～2026年									適切なケアマネジメント手法の検証・見直し、適切なケアマネジメント手法を踏まえたケアマネジメントの実施	

56

ケアプランの考え方(私見)



合意形成について



公正中立について

■「公正（適切であること）」

- 利用者、支援者（ケアマネ含む事業者）が対等であるように
情報の非対称性があるため懇切丁寧な説明と同意、苦情、ケアマネジャーの意義
- 適切なケアマネジメントの実施
アセスメントに基づくニーズの把握、ニーズに沿った目標設定・サービス内容

公正中立とは？

■ 「中立」とは……？？？

公正中立について

■「中立（偏りが無いこと）」

◎利用者・事業者間の中立性（特定の事業者に偏ることがないように）

- ・情報の提供、利用者の選択を助ける
- ・地域の事業所を万遍なく紹介する平等なケアプラン（???)
 - 前半の「公正さ」＝「適切なケアマネジメント」の重要性が浮き彫りになる！

公正中立について

■「中立（偏りが無いこと）」

◎居宅介護支援事業所・ケアマネジャーと運営法人との中立性

- ・居宅介護支援事業所は、法人の介護事業の入り口的な存在
- ・囲い込みと過剰サービスについて
- ・法人内サービスの質の向上への協力もセットで行うことが重要

職場とは？

専門職として...

- ①利用者・家族
- ②知識・技術
- ③倫理・法令遵守

組織人として...

- ①法人の一員
- ②社会人マナー
- ③職場側の都合

職場

- ①共に働く場
- ②能力を発揮する場
- ③生活の糧を得る場
- ④やりがいを感じる場

➤コミュニケーション
や一定のルールが必要

➤安心で安全な場

公正中立について

■「中立（偏りが無いこと）」

◎利用者・事業者間の中立性（特定の事業者に偏ることがないように）

情報の提供、万遍なく紹介する平等なケアプラン（???)

◎居宅介護支援事業所・ケアマネジャーと運営法人との中立性

法人の介護事業の入り口／法人内サービスの質の向上への協力
困り込みと過剰サービスの違い

公正中立について

■「公正」とは「正しいこと」、中立とは「偏りがないこと」

「公正」における「正しさ」とは、ケアマネ的に言えば「適切さ」

■「公正（適切であること）」

➤利用者、支援者（ケアマネ含む事業者）が対等であるように

情報の非対称性があるため懇切丁寧な説明と同意、苦情、ケアマネジャーの意義

➤適切なケアマネジメントの実施

アセスメントに基づくニーズの把握、ニーズに沿った目標設定・サービス内容

■「中立（偏りがないこと）」

➤利用者・事業者間の中立性（特定の事業者に偏ることがないように）

情報の提供、万遍なく紹介する平等なケアプラン（???)

➤居宅介護支援事業所・ケアマネジャーと運営法人との中立性

法人の介護事業の入り口／法人内サービスの質の向上への協力

困り込みと過剰サービスの違い

本日の内容

- ・ 公正中立についての各種施策
- ・ 公正とは？
具体的内容と必要な取り組み
- ・ 中立とは？
具体的内容と必要な取り組み

講演・コンサルティング実績と主なテーマ

- 保健・医療・福祉サービス研究会「小規模多機能の完全理解と開設運営ノウハウ習得講座全6回コース」「介護支援専門員の理論と実務完全マスター全6回コース」
- WJUI監査法人「改正社会福祉法セミナー」
- C-MAS介護事業経営研究会「小規模多機能の管理運営」「介護事業所の営業」
- 日総研出版「ケアマネジメント業務の実践力&指導力セミナー全3回」「管理者育成全6回コース」
- 関西看護出版「介護現場の虐待防止の具体策」「ケアマネジャー受験対策合宿講座」
- TKC全国会「小規模多機能と看護小規模多機能の経営実態」
- アドバンス経営「稼働率アップ!10の秘訣セミナー」
- 株式会社日本経営「小規模多機能の管理運営」
- 地域密着ケア・地域包括ケア全国研修会「介護事業所の虐待防止」
- ビズアップ総研「ケアプラン立案の方程式」
- 福祉と介護研究会35「ケアプラン立案の方程式」
- 雲母書房「介護現場の虐待防止の具体策」
- 倶楽部くればす「介護現場をよくする話」
- リコージャパン「人を活かす介護施設の人事制度とキャリアパス構築」
- 東海医療科学専門学校 作業療法科「日常生活活動学全7回コース」
- 福祉の資格の学校キャリアアップ「ケアマネ受験対策講座」「スキルアップセミナー(毎月)」
- 全国有料老人ホーム協会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛知県一宮市ケアマネT「介護保険改正の動向」
- 福島県福島市介護支援専門員連絡協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 静岡県掛川市介護支援専門員連絡協議会「困難が介護観を深くする!」
- 岐阜県グループホーム協会「介護現場の虐待防止の具体策」「権利擁護全3回」
- 三重県社会福祉士会「介護現場の権利擁護」
- 三重県介護支援専門員協会桑員支部「介護予防ケアプラン」
- 三重県介護支援専門員協会三河支部「ケアプラン立案の方程式」
- 街かどケア滋賀ネット「介護事業所の管理運営」
- 広島県尾道市介護支援専門員連絡協議会「指導者のためのケアプラン立案の方程式」
- 島根県浜田地区広域行政組合「ケアマネジメントの虐待防止力!」
- 鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会「地域包括ケアにおける小規模多機能の役割」
- 鳥取県鳥取市「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県松山市社会福祉協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県社会福祉協議会「個別ケアの具体策」
- 四国ブロックヘルパー研修会「介護事業所の管理・運営」
- 香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会「介護事業所の虐待防止の具体策」
- 北海道の社会福祉法人「介護職の魅力と責任 再発見講座」
- 北海道の医療法人「小規模多機能の開設支援」
- 青森県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営」
- 福島県のNPO法人「ケアプラン立案の方程式」
- 福島県の社会福祉法人「経営幹部・管理者・ケアマネ育成」「法令遵守」「マニュアル作成支援」
- 新潟県の社会福祉法人「ケアマネジメント全3回コース」
- 東京都の株式会社「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 愛知県の社会福祉法人「マニュアル作成支援」
- 愛知県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営全3回コース」
- 愛知県の医療法人「契約書、重要事項説明書の見直し」
- 愛知県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 愛知県の株式会社「介護事業所の管理」「家族・地域との連携」
- 愛知県の株式会社「介護職の基本姿勢」
- 愛知県の医療法人「月3回の介護塾(管理職、ケアマネ、介護職向け)」
- 岐阜県の医療法人「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 三重県のNPO法人「サービス提供責任者の業務」
- 滋賀県の社会福祉法人「介護事業所の管理運営全2回」
- 滋賀県のNPO法人「ケアマネジャー受験対策講座」
- 山口県の医療法人「小規模多機能の管理運営」
- 鹿児島県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 宮崎県の株式会社「小規模多機能の開設支援」

著書・雑誌連載



天晴れ介護サービスのオンライン企画

1. 現場力強化シリーズ（管理者向け、ケアマネ向け、新人向けなど）
2. 経営力強化シリーズ（事業経営実践塾等）
3. 法定研修シリーズ（身体拘束、虐待、個人情報等）
4. ニュースまとめ（月1回のマンスリージャーナル、facebookライブ）
5. ビジネススキル（社会人として身につけておきたい基本）
6. マニュアル・データシリーズ（経営力向上に資するマニュアルやデータ）
7. テーマ別グループコンサルティング（5人限定）
8. 個別相談会（無料、月5名程度）
9. セミナーダイジェスト（facebookライブにて）
10. 対談シリーズ（facebookライブにて）

- 1回2時間程度
- 顔出し・名前出しなし！
- セミナー終了後に「動画」と「資料」をお送りしますので、当日都合が悪い方もご受講頂けます
- 法人内研修にもご活用頂けます



4月のオンライン企画（詳細はHPより）

➤4月2日（金）

21：00～22：00 facebookライブ「3月のzoomセミナーダイジェスト」（※グループ限定）

➤4月5日（月）

21：00～22：00 facebookライブ：太田英樹先生との対談LIVE！

サ高住の今後の方向性／報酬改定と現場のやりがいを結びつける！

➤4月7日（水）

14：00～15：30 介護現場をよくする「新人職員の受け入れ」について

19：30～21：00 居宅介護支援のための広報・稼働率アップの具体策

➤4月12日（月）

14：00～15：30 法人向けプログラム 活用オリエンテーション

19：30～21：00 ケアマネジャーのための「公正中立」とは？

➤4月15日（木）

19：30～21：00 介護現場リーダーの3つの論点 その1（総論／モチベーション）

➤4月20日（火）

14：00～15：30 法人向けプログラム グループコンサルティング（※会員限定）

19：00～21：00 2021年介護報酬改定セミナー第4弾（状況により変更あり）

※その他、facebookライブ「介護現場をよくする不定期ライブ」は随時開催！YouTubeでも即日配信！

ケアマネジャーのための公正中立

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

代表 榊原宏昌